

長崎みなとメディカルセンター自動販売機設置事業者仕様書

- 1 件名 長崎みなとメディカルセンター自動販売機設置事業者選定
- 2 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
ただし、業務開始日は令和6年4月1日とする。
- 3 対象事業場 長崎みなとメディカルセンター（長崎市新地町6番39号）
- 4 設置する自動販売機
 - (1) 設置する自動販売機の種類
 - ア 食品自動販売機（パン、カップ麺等複数の食品が混在できるもの ※冷凍食品は不可）
 - イ 清涼飲料水自動販売機（缶、瓶等密封容器封入の飲料 ※紙コップ飲料及びアルコール飲料は不可）
※防振板を必ず敷設すること。
 - (2) 自動販売機設置場所
 - ア 自動販売機一覧表（別紙1）
 - イ 設置場所平面図（別紙2）
 - (3) 設置する自動販売機の仕様
 - ア 清涼飲料水の自動販売機は省エネルギー・低騒音機能を有し、かつ、冷媒にノンフロンを使用している機種とすること。
 - イ 病院利用者が利用する場所の自動販売機はユニバーサルデザインとすること。（3階手術用家族控室を除く）
 - (4) 利用対象者
病院利用者（患者および見舞客）、病院職員
- 5 資産使用料
 - (1) 資産使用料は、契約書に定められた額に消費税及び地方消費税を加えた金額を納付すること。
 - (2) 資産使用料は病院の発行する納入通知書により、その指定する期日までに納付すること。
 - (3) 事業者は販売数量及び売上額を四半期ごとにとりまとめ、長崎みなとメディカルセンター経営管理課に翌月10日までに文書で報告すること。

使用条件

1 自動販売機設置日

自動販売機設置事業者（以下「事業者」という。）は使用許可期間開始日の前日までに自動販売機を設置すること。

2 病院内への出入

事業者は自動販売機への食品または清涼飲料水の補充、代金回収、使用済容器の回収および自動販売機の保全補修のため、院内へ出入することを許可する。ただし、院内へ立ち入る場合は事前に守衛室（病院1階）へ連絡し、その事業者であることが判別できるように名札、制服等を着用し、必ず業務用エレベーターを使用すること。

3 事業者は、自動販売機の維持保全を行い、次の各号の費用を負担すること。

- (1) 自動販売機の設置及び撤去に要する一切の費用
- (2) 付属品の取替え、補修、毀損箇所の修理等
- (3) 食品および清涼飲料水の納入に伴う廃棄物および使用済容器の処分

4 自動販売機の管理等

事業者は、自動販売機を直接管理することとし、業務を第三者に委託してはならない。

5 光熱水料

電気料については、設置事業者の負担とし、毎月の電気料は、機構が発行する納入通知書に定める日までに全額納付することとする。また、電気量を計量する子メーター（計量法(平成4年法律第51号)に基づく検査に合格したものに限り)は該当する自動販売機事業者が設置するものとする。

6 苦情の処理

事業者は、設置した自動販売機の利用者等からの苦情については、事業者の責任において対応するものとする。

7 損害賠償

事業者は設置した自動販売機により、病院職員および第三者に損害が生じた場合は、責任の所在が明らかな場合を除き、その損害を賠償すること。

8 改善の要求

病院は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業者に対してその改善を要求することができることとし、事業者は要求を受けたときは直ちに対処するものとする。

- (1) 自動販売機の管理等が不相当であるとき
- (2) 販売する食品および清涼飲料水の種類が不相当であるとき